

## 農地について

農地（田・畑）について、

- ・農地に権利を設定したり、農地の権利を移動する場合
- ・農地を農地以外に利用する場合

などは、農地法、農業経営基盤強化促進法、等の規定により、内容に応じて農業委員会・長野県・農林水産省の許可が必要となっています。

内容に応じて手続きは異なりますので、農地について開発行為等を行う場合には、農業委員会へご相談ください。

「農地の転用に関する申請」ホームページアドレス

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/48/noutitenyou.html>

問い合わせ先

飯田市農業委員会 電話 21-3219（課直通）  
22-4511 内線 4813